



島根県報

令和7年12月2日(火)
第674号
(毎週火・金曜日発行)
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地域福祉課)	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
知事管理漁獲可能量の変更(2件)	(水産課)	2

【公告】

公共測量の実施	(技術管理課)	3
---------	---------	---

【特定調達公告】

県立浜山公園陸上競技場LED表示盤の購入に係る一般競争入札の落札者等	(都市計画課)	4
------------------------------------	---------	---

【収用委告示】

公示送達		4
公示による通知		5

告示**島根県告示第623号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和7年12月2日

島根県知事 丸山達也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
株式会社山藤薬局 都野津支店	江津市都野津町1968-2	令和6年7月1日

島根県告示第624号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和7年12月2日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 JAいづ も福祉会	訪問介護	みどりの郷斐川訪問 介護事業所	出雲市斐川町直江885番地	令和7年12月1日

島根県告示第625号

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和7年12月2日

島根県知事 丸山達也

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量

令和7年3月28日	公表
令和7年4月25日	変更
令和7年6月4日	変更
令和7年6月17日	変更
令和7年11月13日	変更
令和7年11月21日	変更

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能量

134.1トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量

島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	44.8トン
島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業	87.8トン
島根県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業	0.1トン

第2　くろまぐろ（大型魚）

- 1　島根県に配分された漁獲可能量

48.3トン

- 2　知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	46.7トン
島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業	1.4トン
島根県くろまぐろ（大型魚）その他の漁業	0.0トン

島根県告示第626号

まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和7年12月2日

島根県知事 丸 山 達 也

まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量

令和7年6月27日 公表

令和7年11月21日 変更

まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から翌年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

- 1　島根県に配分された漁獲可能量

22,900トン

- 2　知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業	21,900トン
島根県まさば及びごまさばその他の漁業	現行水準

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について出雲市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年12月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1　作業種類

公共測量（基準点測量）

- 2　作業期間

令和7年11月19日から令和8年3月30日まで

3 作業地域

出雲市斐川町富村地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年12月2日

島根県知事 丸山達也

1 件名及び数量

県立浜山公園陸上競技場LED表示盤 3台

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部出雲県土整備事務所 島根県出雲市大津町1139番地（出雲合同庁舎内）

3 落札者を決定した日

令和7年11月13日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社愛スポーツ 代表取締役 友則秀一 島根県松江市東津田1736-1

5 落札金額

47,822,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和7年10月17日

収用委員会告示

島根県収用委員会告示第12号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき書類は、次のとおり島根県収用委員会事務局（島根県土木部用地対策課内）において保管しているので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により告示する。

令和7年12月2日

島根県収用委員会会長 野島和朋

1 送達すべき書類

令和7年11月20日付け更正決定書

2 送達を受けるべき者の氏名及び住所

土地登記名義人（亡）河田文吉の相続人のうち書類を送達すべき場所を確知できない次の者

氏名 山口 幸男

住所 広島県広島市東区曙二丁目8番32-102号

3 書類の受領等

出頭の上、送達すべき書類の交付を受けること。

受領しないときは、令和7年12月23日をもって送達があつたものとみなされる。

島根県収用委員会告示第13号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき書類は、次のとおり島根県収用委員会事務局（島根県土木部用地対策課内）において保管しているので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により公示による通知をする。

令和7年12月2日

島根県収用委員会会長 野 島 和 朋

1 通知すべき書類

令和7年10月20日付け島收第29号 審理の開始について（通知）

2 通知を受けるべき者の氏名及び住所

登記名義人（亡）山本昌の相続人のうち土地収用法施行令第6条第3項の規定による通知ができない次の者

松原 瑞子 島根県松江市浜乃木六丁目31番33-901号

蜂谷 政司 神奈川県相模原市南区若松5丁目5番18号マロンハイツ202

三島 克子 島根県大田市大屋町大屋354番地

音田 千鶴子 大阪府枚方市池之宮1丁目10番1号

3 書類の受領等

出頭の上、通知すべき書類の交付を受けること。